

福井県報

第 400 号

令和 8 年
5月12日(火)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

- こども療育センター使用料の徴収事務委託(276・こども療育センター)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(277、278・福井農林総合事務所)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(279～282・嶺南振興局)……………2
- 仮免許試験および仮免許証交付業務に関する手数料徴収事務委託(283・警察本部運転免許課)……………2

訓 令

- ※福井県工事検査規程の一部を改正する訓令(9・工事検査課)……………4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(財産活用課)……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(危機管理課)……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(3件・県立病院)……………8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………9
- 土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所)……………9
- 土地改良区の役員の退任(3件・嶺南振興局)……………9
- 土地改良区の役員の就任(3件・同)……………10
- 基本測量の終了(土木管理課)……………11
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(2件・同)……………11
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(道路保全課)……………12
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)……………12

教育委員会告示

- 福井県指定文化財の指定(2・生涯学習・文化財課)……………12

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(93)……………13
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(94)……………14
- 政治団体の解散の届出(95)……………15
- 資金管理団体の指定の届出(96)……………16
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(97)……………16
- 福井県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(98)……………17
- 福井県議会議員補欠選挙(福井市選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(99)……………20

監査委員会告示

- 監査の結果に基づく措置の公表(9・10)……………25

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施(47・生活安全企画課)……………34

告 示

福井県告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、こども療育センターの使用料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
株式会社 ニチイ学館
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
こども療育センターの使用料の徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

福井県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
清水土地改良区	令和8年4月24日

福井県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和8年4月24日

福井県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改

良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
小浜府中土地改良区	令和8年4月24日

福井県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
小浜遠敷高塚土地改良区	令和8年4月24日

福井県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
小浜谷田部土地改良区	令和8年4月24日

福井県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
高浜土地改良区	令和8年4月24日

福井県告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、仮免許試験および仮免許証交付業務に関する手数料徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所

一般社団法人 福井県指定自動車教習所協会
福井県坂井市春江町針原58-10
福井県運転者教育センター内

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
仮運転免許試験手数料及び仮運転免許交付手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

訓 令

福井県訓令第9号

庁中一般
各出先機関

福井県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

福井県工事検査規程の一部を改正する訓令

福井県工事検査規程（昭和40年福井県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
本庁の課	工事検査職員に充てる職	本庁の課	工事検査職員に充てる職
(略)	(略)	(略)	(略)
自然環境課	(略)	自然環境課	(略)
成長産業立地課	<u>産業団地整備室長 県営産業団地整備を担当する主任</u>		
農村振興課	(略)	農村振興課	(略)
農地整備課	農地保全・指導または農地整備を担当する各主任	農地保全整備課	農地保全・指導または農地整備を担当する各主任
水産課	(略)	水産課	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
教育庁教育政策課	(略)	教育庁教育政策課	(略)
警察本部会計課	<u>施設管理室長 施設または営繕を担当する各課長補佐、係長および主査</u>	警察本部会計課	施設または営繕を担当する各課長補佐、係長および主査
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
かい	工事検査職員に充てる職	かい	工事検査職員に充てる職
嶺南振興局	(略)	嶺南振興局	(略)
工業技術センター	<u>主任研究員</u>	工業技術センター	<u>建設技術研究部長 主任研究員</u>
農林総合事務所	(略)	農林総合事務所	(略)
越前漁港事務所	(略)	越前漁港事務所	(略)
総合グリーンセンター	所長 <u>緑化・花づくり推進部長</u>	総合グリーンセンター	所長 <u>緑化・花づくり推進課長</u>
土木事務所	(略)	土木事務所	(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
県庁舎総合管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部財産活用課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社 アイビックス
福井県福井市下馬2丁目101番地
- 5 落札金額
248,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

福井県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借および保守業務 1 式
(長期継続契約)

(2) 業務内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで

(4) 履行期限

賃貸借・保守委託期間：令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日
(ただし、ハードウェア保守業務については業務開始から 1 年間無償とする。)

(5) 履行場所

福井県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借および保守業務仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力を有すると認められる者であること。提出物として同種同程度の契約実績がわかる書類等を送付すること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している

者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒 9 1 0 - 8 5 8 0

福井県福井市 3 丁目 1 7 - 1

福井県防災安全部危機管理課 原子力防災対策グループ

電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 3 6

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書等または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式 1「紙入札承認願」、別紙様式 3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和 8 年 5 月 1 2 日（火）から

令和 8 年 6 月 5 日（金）1 6 時 0 0 分まで（土、日曜日および休日を除く）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書等の提出に使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、その IC カード情報を福井県の電子入札システムに利用者登

録したものとす。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年6月22日(月) 8時30分から17時00分

令和8年6月23日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和8年6月24日(水) 9時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁10階 危機管理課

7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市3丁目17-1

福井県防災安全部危機管理課 原子力防災対策グループ

電話 0776-20-0236

FAX 0776-22-7617

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書(当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む)作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付期間

福井県の休日定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail) kikikanri@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Nuclear disaster prevention network system
- (2) Date, time of Bidding:
8:30A.M. 22nd June 2026 - 4:00P.M. 23rd June 2026
- (3) Date, time of bid opening:
9:00A.M. 24th June 2026
- (4) Deadline for delivery:
29th February 2032
- (5) Affiliation in charge of contract-related affairs
Crisis Management Division , Fukui Prefectural Government , 3-17-1 Ote ,
Fukui City , Fukui Prefecture , 910-8580 Japan.
TEL 0776-20-0236

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
手術支援ロボットシステム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
セントラルメディカル株式会社福井支店
福井県福井市和田東2丁目1518番地
- 5 落札金額
18,600,000円（年額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
全身用X線コンピュータ断層撮影装置保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミタス
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額
2,160,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県立病院長 二宮 致

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
医療廃棄物等処理業務委託（単価契約）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社北陸環境サービス
福井県福井市白滝町67号2番地
- 5 落札金額

医療廃棄物処理料（収集・運搬） 33円/キログラム
医療廃棄物処理料（処分） 66円/キログラム
産業廃棄物処理料（収集・運搬） 33円/キログラム
産業廃棄物処理料（処分） 66円/キログラム
容器代（20L） 401円50銭/個
容器代（40L） 550円/個

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月6日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
陽子線がん治療センター 治療装置運転・維持・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社日立ハイテク ヘルスケア事業統括本部 治療システム事業部 営業本部
粒子線治療営業部
東京都港区虎ノ門1丁目17番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
357,610,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月14日に役員に就任した旨の届出があった

ので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 徳島 泰彦 福井市布施田町第11号46番地甲

小浜府中土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 森田 治 小浜市府中第26号16番地
〃 辻井 伸一 小浜市府中第18号1番地
〃 滝 修三 小浜市府中第23号14番地
〃 東野 重樹 小浜市府中第22号25番地
〃 北原 正博 小浜市府中第19号16番地
〃 松下 幹司 小浜市府中第30号2番地
〃 福嶋 康人 小浜市府中第22号20番地
〃 内田 博友 小浜市府中第25号10番地
〃 宮川 澄夫 小浜市府中第25号22番地
〃 上前 正次 小浜市高塚第8号1番地の6
〃 西村 直和 小浜市上竹原第32号26番地
〃 田中 悟 小浜市上竹原第20号5番地
監 事 東野 修巳 小浜市府中第26号14番地
〃 東野 孝治 小浜市府中第25号38番地
〃 木谷 雄次 小浜市上竹原第31号1番地の5

小浜遠敷高塚土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所
理 事 幸池 享 小浜市遠敷3丁目505番地
〃 出口 宏和 小浜市高塚第17号53番地
〃 河嶋 幸男 小浜市遠敷1丁目817番地

- ゝ 増田 逸郎 小浜市遠敷4丁目306番地
 - ゝ 井上 靖 小浜市遠敷1丁目608番地
 - ゝ 垣東 光彦 小浜市高塚第18号41番地
 - ゝ 小矢 健介 小浜市高塚第14号8番地
 - ゝ 武内 雅弘 小浜市高塚第9号12番地の5
 - ゝ 枡谷 淳一 小浜市遠敷6丁目501の5
 - ゝ 山口 俊秋 小浜市遠敷5丁目1025番地
- 監事 清水 誠一 小浜市遠敷4丁目116番地
- ゝ 島田 良弘 小浜市高塚第9号1番地の10
 - ゝ 河原 博文 小浜市山王前2丁目15番地の2

小浜谷田部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

- 理事 奥井 莊一郎 小浜市谷田部第11号27番地
- ゝ 辻 芳彦 小浜市谷田部第36号29番地
 - ゝ 田中 政喜 小浜市谷田部第41号18番地
 - ゝ 中野 與志一 小浜市谷田部第36号8番地
 - ゝ 大石 和隆 小浜市谷田部第37号19番地
 - ゝ 的場 均 小浜市谷田部第43号9番地の1
 - ゝ 高鳥 通 小浜市谷田部第44号5番地
 - ゝ 池田 伸 小浜市谷田部第28号13番地
- 監事 池田 良光 小浜市谷田部第26号11番地
- ゝ 辻 菊男 小浜市谷田部第19号2番地の1
 - ゝ 下西 正美 小浜市谷田部第25号33番地の1

小浜府中土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

- 理事 辻井 伸一 小浜市府中第18号1番地
- ゝ 福嶋 康人 小浜市府中第22号20番地

- ゝ 北原 正博 小浜市府中第19号16番地
 - ゝ 内田 博友 小浜市府中第25号10番地
 - ゝ 北野 俊治 小浜市府中第23号5番地
 - ゝ 東野 重樹 小浜市府中第22号25番地
 - ゝ 宮川 澄夫 小浜市府中第25号22番地
 - ゝ 東野 義春 小浜市府中第25号11番地
 - ゝ 瀧 孝志 小浜市府中第32号6番地
 - ゝ 上野 幸一 小浜市高塚第17号16番地の1
 - ゝ 田中 悟 小浜市上竹原第20号5番地
 - ゝ 三久保 佳彦 小浜市上竹原第33号28番地
- 監事 東野 孝治 小浜市府中第25号38番地
- ゝ 東野 修巳 小浜市府中第26号14番地
 - ゝ 西村 眞和 小浜市上竹原第32号26番地

小浜遠敷高塚土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

- 理事 幸池 享 小浜市遠敷3丁目505番地
- ゝ 上野 茂雄 小浜市高塚第15号15番地
 - ゝ 河嶋 幸男 小浜市遠敷1丁目817番地
 - ゝ 山口 俊秋 小浜市遠敷5丁目1025番地
 - ゝ 垣東 光彦 小浜市高塚第18号41番地
 - ゝ 増田 逸郎 小浜市遠敷4丁目306番地
 - ゝ 武内 雅弘 小浜市高塚第9号12番地の5
 - ゝ 枡谷 淳一 小浜市遠敷6丁目501の5
 - ゝ 小矢 佳季 小浜市高塚第18号31番地の3
 - ゝ 井上 靖 小浜市遠敷1丁目608番地
- 監事 清水 誠一 小浜市遠敷4丁目116番地
- ゝ 島田 良弘 小浜市高塚第9号1番地の10
 - ゝ 河原 博文 小浜市山王前2丁目15番地の2

小浜谷田部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

- 理 事 辻 芳彦 小浜市谷田部第36号29番地
〃 中野 與志一 小浜市谷田部第36号8番地
〃 田中 政喜 小浜市谷田部第41号18番地
〃 辻 菊男 小浜市谷田部第19号2番地の1
〃 高鳥 通 小浜市谷田部第44号5番地
〃 的場 均 小浜市谷田部第43号9番地の1
〃 池田 伸 小浜市谷田部第28号13番地
〃 大石 和隆 小浜市谷田部第37号19番地
監 事 奥井 莊一郎 小浜市谷田部第11号27番地
〃 堀田 高史 小浜市谷田部第43号19番地の1
〃 熊切 栄輔 小浜市四分一第48号21番地の1

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、令和8年4月14日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（電子基準点測量）
- 3 作業の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域（関係市町村）
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、坂井市、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町、大飯郡おおい町、三方上中郡若狭町

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
電子調達システム維持管理業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県土木部土木管理課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年3月27日

4 随意契約の相手方の名称および住所

富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（福井）

福井県福井市中央1丁目3-5

5 随意契約に係る契約金額

70,708,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県設計積算システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部土木管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
公益財団法人福井県建設技術公社
福井県福井市松本3丁目16番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
48,202,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)第11条第1項第1号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
福井県道路管理情報システム等保守管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部道路保全課
福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社ほくつう福井支社
福井県福井市問屋町2丁目43番地
- 5 契約金額
130,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
福井県道路管理情報システム等に搭載されているソフトウェアは、同社が開発したプログラムであり、またシステムは各種センサーおよび監視カメラ等システム全体に点在しているサブシステムと複雑に連携していることから、これらの状況について詳細に把握できるのは開発業者のみであるため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月12日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
運転免許証等作成機の再リース業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称および所在地
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
運転免許証 1枚あたり430円(税抜)
運転経歴証明書 1枚あたり430円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号に該当するため。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第2号

福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項、第34条第1項および第43条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項、第34条第2項および第43条第2項の規定により告示する。

令和8年5月12日

福井県教育委員会

有形文化財の指定 6件

種別	文化財の名称	文化財所在地	所有者
絵画	絹本著色蓮如・善鎮対面像 (数珠引きの御影)	越前市本町3-10	宗教法人陽願寺
	紙本著色小足掃部像 紙本著色大乘院妙春像	小浜市小浜鹿島83	宗教法人妙興寺
彫刻	木造阿弥陀如来立像	坂井市丸岡町篠岡23-8	宗教法人高岳寺
古文書	明通寺文書	小浜市門前5-21 (一部、若狭歴史博物館 寄託)	宗教法人明通寺
考古資料	小柏窯跡出土品	越前町織田153-1-8 (越前町織田文化歴史館)	越前町

歴史資料	籠締め柿経	敦賀市相生町7-8 (敦賀市立博物館寄託)	宗教法人福智院
------	-------	--------------------------	---------

有形民俗文化財の指定 1件

種別	文化財の名称	文化財所在地	所有者
有形民俗	若狭地方の「船玉社」 弁財船雛形	小浜市北塩屋20-11	宗教法人宗像神社
		小浜市北塩屋17-2	宗教法人金毘羅神社
		小浜市千種2-3-27	宗教法人廣嶺神社
		小浜市小浜男山10	宗教法人八幡神社

天然記念物の指定 1件

種別	文化財の名称	文化財所在地	所有者
天然記念物	ガラガラ山のヤブニッケイ 群落	福井市居倉町73字猪ノ 山1番1の一部	居倉生産森林組合

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和8年 2月20日	小林こういちろう後援会	小林 航一朗	小林 瑞穂	福井市和田東1-1111
令和8年 3月24日	井上まちこ後援会	野川 正弘	井上 光司	越前市上大坪町30-1
令和8年 3月25日	畑勝浩後援会	畑 勝浩	青木 彰吾	越前市栗田部町34-30
令和8年 3月27日	池田よしたか春江後援会	有田 正信	中嶋 吉英	坂井市春江町高江29-58
令和8年 3月27日	池田よしたか丸岡後援会	松本 富男	池田 忠雄	坂井市丸岡町長畝70-2-3

令和8年 3月27日	池田よしたか三国後援会	齊藤 恵治	川端 精治	坂井市三国町池上26-10
令和8年 3月27日	禎親会	山浦 光一郎	中山 浩成	坂井市三国町新保42-4-5
令和8年 3月30日	池田よしたか坂井後援会	長谷川 喜道	谷 岩男	坂井市坂井町東長田20-10
令和8年 3月31日	稲田朋美酒生地区後援会	前田 彦	山内 清次	福井市荒木町7-31
令和8年 4月21日	高橋かつゆき後援会	高橋 佳津幸	高橋 朋子	越前市京町1-1-11

福井県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年 12月1日	ひろせようこ笑顔 いっぱいの坂井市 を考える会	松川 秀幸	会計責任者	早水 雅章	大門 正悟
令和8年 2月19日	自由民主党福井県 自動車販売支部	田中 森	代表者	田中 森	浮田 啓三
令和8年 3月1日	自由民主党福井県 神道支部	山崎 清彦	会計責任者	松田 典起	宮川 貴文
令和8年 3月1日	たきなみ宏文一乗 ・東郷地区後援会	中川 光夫	主たる事務 所の所在地	福井市枋泉町1- 57	福井市脇三ヶ町29 -11-1
			代表者	中川 光夫	佐々木 教幸
			会計責任者	中川 光夫	佐々木 教幸
令和8年 3月1日	たきなみ宏文越廼 地区後援会	川端 元昭	主たる事務 所の所在地	福井市茶崎町13- 1-1	福井市茶崎町12- 29

			代表者	川端 元昭	刀禰 麒一
令和8年 3月1日	たきなみ宏文和田 地区後援会	宮崎 伸市	主たる事務 所の所在地	福井市和田中2- 1908	福井市上北野1- 17-25
			代表者	宮崎 伸市	富田 久美雄
			会計責任者	宮崎 伸市	富田 久美雄
令和8年 3月11日	砂田竜一後援会	砂田 竜一	会計責任者	砂田 竜一	砂田 政行
令和8年 3月19日	アイシン福井政治 に参加する会	加藤 浩次	代表者	加藤 浩次	山根 貴一
令和8年 3月19日	吉田けいぞう後援 会	加藤 浩次	代表者	加藤 浩次	山根 貴一
令和8年 3月23日	前田嘉彦後援会	加藤 浩次	会計責任者	前田 嘉彦	前田 理貴
令和8年 4月1日	石田たかと後援会	木村 市助	主たる事務 所の所在地	福井市成和1-30 9	福井市中ノ郷町15 -4-1
			会計責任者	石田 誠	佐野 直哉
令和8年 4月1日	自由民主党福井県 郵政政治連盟支部	鈴木 清永	主たる事務 所の所在地	吉田郡永平寺町山王 23-1	三方上中郡若狭町三 方34-22
			代表者	鈴木 清永	宇野 憲二
			会計責任者	江端 昭生	竹下 雅裕
令和8年 4月1日	杉本達治後援会連 合会	清川 忠	主たる事務 所の所在地	福井市米松1-8- 18-801	福井市成和1-30 9
令和8年 4月1日	ふくいに新しい風 を吹き込む会	杉本 達治	主たる事務 所の所在地	福井市米松1-8- 18-801	福井市成和1-30 9

福井県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年12月31日	あおやぎ良彦後援会	孝久 幸一
令和7年12月31日	佐々木哲夫後援会	前田 清作
令和7年12月31日	中井れいこ後援会	中屋 清司
令和8年3月31日	すえもと幸夫後援会	沖村 堯義
令和8年4月15日	永平寺町山崎正昭後援会	伊藤 信一
令和8年4月15日	躍動福井	見谷 喜代三

福井県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和8年2月20日	小林 航一郎	福井県議会議員	小林こういちろう後援会	福井市和田東1-1111
令和8年4月20日	高橋 佳津幸	越前市議会議員	高橋かつゆき後援会	越前市京町1-1-11

福井県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和8年4月1日	杉本 達治	ふくいに新しい風を吹き込む会	主たる事務所の所在地	福井市米松1-8-18-801	福井市成和1-309

福井県選挙管理委員会告示第98号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和8年1月25日執行の福井県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

28,507,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石田 嵩人	所属党派	無所属	期間	令和7年12月25日 から 第1回分
出納責任者氏名	佐野 直哉				令和8年2月3日 まで

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	1,755,366 円
		0 円	家屋費	2,279,753
			選挙事務所費	1,450,943
			集会会場費	828,810
			通信費	25,160
			交通費	353,038
			印刷費	2,047,000
			広告費	1,105,800
			文具費	20,176
			食料費	396,385
			休泊費	67,870
			雑 費	143,852
その他の寄附		0		
その他の収入		8,194,400		
今回計		8,194,400	今回計	8,194,400
前回計		0	前回計	0
総 計		8,194,400	総 計	8,194,400

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	784,300 円
	ポスターの作成	848,000 円
	計	1,632,300 円

報告書受理年月日	令和8年2月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,507,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金元 幸枝	所属党派	日本共産党	期間	令和8年1月5日 から	第1回分
出納責任者氏名	谷口 英子				令和8年1月26日 まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円
日本共産党福井県 委員会	政 党	350,000 円	家屋費	50,000
			選挙事務所費	50,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	17,207
			宿泊費	81,800
			雑 費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		350,000	今回計	149,007
前回計		0	前回計	0
総 計		350,000	総 計	149,007

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和8年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,507,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金元 幸枝	所属党派	日本共産党	期間	令和8年3月12日 から	第2回分
出納責任者氏名	谷口 英子				令和8年3月17日 まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円
日本共産党福井県 委員会	政 党	847,157 円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	10,560
			交通費	0
			印刷費	891,400
			広告費	145,200
			文具費	0
			食料費	0
			宿泊費	0
			雑 費	990
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		847,157	今回計	1,048,150
前回計		350,000	前回計	149,007
総 計		1,197,157	総 計	1,197,157

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和8年3月19日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,507,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田 賢一	所属党派	無所属	期間	令和7年12月20日 から	第1回分
出納責任者氏名	長谷川 勝也			期間	令和8年2月3日	まで

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	3,968,916 円	
新しい越前市を 創る会	政治団体	12,653,113 円	家屋費	2,599,449	
			選挙事務所費	1,655,979	
			集会会場費	943,470	
			通信費	122,760	
			交通費	1,139,403	
			印刷費	1,942,160	
			広告費	1,092,611	
			文具費	432,433	
			食料費	812,226	
			休泊費	401,250	
			雑 費	1,718,205	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		12,653,113	今回計	14,229,413	
前回計		0	前回計	0	
総 計		12,653,113	総 計	14,229,413	

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	784,300 円
	ポスターの作成	792,000 円
	計	1,576,300 円

報告書受理年月日	令和8年2月6日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
28,507,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山田 賢一	所属党派	無所属	期間	令和8年2月10日 から	第2回分
出納責任者氏名	長谷川 勝也			期間	令和8年2月10日	まで

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	0 円	
新しい越前市を 創る会	政治団体	375,653 円	家屋費	294,800	
			選挙事務所費	0	
			集会会場費	294,800	
			通信費	0	
			交通費	73,596	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食料費	0	
			休泊費	0	
			雑 費	7,257	
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		375,653	今回計	375,653	
前回計		12,653,113	前回計	14,229,413	
総 計		13,028,766	総 計	14,605,066	

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	784,300 円
	ポスターの作成	792,000 円
	計	1,576,300 円

報告書受理年月日	令和8年2月17日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

福井県選挙管理委員会告示第99号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和8年1月25日執行の福井県議会議員補欠選挙（福井市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和8年5月12日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小嶋 宏樹	所属党派	ふくいの党	期間	令和7年12月30日 から	第1回分
出納責任者氏名	小嶋 彰				令和8年2月6日	まで

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
安実 正嗣	農 業	20,000 円	人件費	139,440 円
佐藤 宏隆	会 社 社 長	15,000	家屋費	74,441
小嶋 彰	自 営 業	1,250,000	選挙事務所費	27,000
			集会会場費	47,441
			通信費	95,288
			交通費	0
			印刷費	312,606
			広告費	487,960
			文具費	0
			食料費	17,992
			休泊費	0
			雑 費	1,980
その他の寄附	6件	46,000		
その他の収入		1,000,000		
今回計		2,331,000	今回計	1,129,707
前回計		0	前回計	0
総 計		2,331,000	総 計	1,129,707

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	126,311 円
	ポスターの作成	165,000 円
	計	291,311 円

報告書受理年月日	令和8年2月8日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 正邦	所属党派	無所属	期間	令和8年1月5日 から	第1回分
出納責任者氏名	前川 征			期間	令和8年2月5日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	398,750 円
吉田 正人	会社役員	20,000 円	家屋費	235,200
七部 裕章	無職	50,000	選挙事務所費	136,000
伊東 範雄	無職	50,000	集会会場費	99,200
前川 進一	無職	100,000	通信費	33,000
宮谷 太郎	会社役員	200,000	交通費	0
近藤 寿克	無職	200,000	印刷費	1,304,080
安藤 健	弁護士	50,000	広告費	1,221,440
福山 智基	団体役員	100,000	文具費	0
			食料費	171,156
			休泊費	0
			雑費	132,435
その他の寄附	6件	60,000		
その他の収入		1,361,981		
今回計		2,191,981	今回計	3,496,061
前回計		0	前回計	0
総計		2,191,981	総計	3,496,061

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	1,170,000 円
	計	1,304,080 円

報告書受理年月日	令和8年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小林 航一朗	所属党派	参政党	期間	令和7年12月22日 から	第1回分
出納責任者氏名	小林 真英			期間	令和8年1月31日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	360,000 円
上野 麻樹	バート	30,000 円	家屋費	59,330
中村 元	歯科医師	100,000	選挙事務所費	53,330
中村 羊里	自営業	30,000	集会会場費	6,000
富田 純子	会社員	90,000	通信費	13,300
今井 紗耶香	会社員	90,000	交通費	25,520
徳橋 玄基	自営業	90,000	印刷費	1,075,640
岩佐 恵	会社員	90,000	広告費	279,576
中川 伸二	自営業	30,000	文具費	0
			食料費	1,200
			休泊費	0
			雑費	5,872
その他の寄附	25件	157,006		
その他の収入		500,000		
今回計		1,207,006	今回計	1,820,438
前回計		0	前回計	0
総計		1,207,006	総計	1,820,438

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	662,160 円
	計	796,240 円

報告書受理年月日	令和8年2月6日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小林 航一朗	所属党派	参政党	期間	令和8年2月13日 から	第2回分
出納責任者氏名	小林 真英				令和8年2月17日 まで	

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		0 円
		0 円	家屋費		12,600
			選挙事務所費		0
			集会会場費		12,600
			通信費		28,561
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食料費		0
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄附		0	今回計		41,161
その他の収入		0	前回計		1,820,438
今回計		0	総 計		1,861,599
前回計		1,207,006			
総 計		1,207,006			

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	662,160 円
	計	796,240 円

報告書受理年月日	令和8年2月24日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 正雄	所属党派	日本共産党	期間	令和7年12月20日 から	第1回分
出納責任者氏名	山野 壽一				令和8年1月25日 まで	

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		0 円
日本共産党北越地 政 党		100,480 円	家屋費		30,000
区委員会			選挙事務所費		30,000
日本共産党福井県 政 党		30,000	集会会場費		0
委員会			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		514,750
			広告費		90,376
			文具費		0
			食料費		4,249
			休泊費		0
			雑 費		5,855
その他の寄附		0	今回計		645,230
その他の収入		0	前回計		0
今回計		130,480	総 計		645,230
前回計		0			
総 計		130,480			

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	112,000 円
	ポスターの作成	402,750 円
	計	514,750 円

報告書受理年月日	令和8年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 正雄	所属党派	日本共産党	期間	令和8年3月15日 から	第2回分
出納責任者氏名	山野 壽一				令和8年3月16日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円
日本共産党北越地 政 党		491,700 円	家屋費	0
区委員会			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	335,500
			広告費	156,200
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		491,700	今回計	491,700
前回計		130,480	前回計	645,230
総計		622,180	総計	1,136,930

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	112,000 円
	ポスターの作成	402,750 円
	計	514,750 円

報告書受理年月日	令和8年3月19日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	立野 静佳	所属党派	立憲民主党	期間	令和8年1月2日 から	第1回分
出納責任者氏名	野田 哲生				令和8年1月30日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	21,505 円
立憲民主党福井県 政 党		1,000,000 円	家屋費	32,620
総支部連合会			選挙事務所費	0
			集会会場費	32,620
			通信費	0
			交通費	7,200
			印刷費	927,822
			広告費	405,961
			文具費	2,795
			食料費	142,915
			休泊費	0
			雑費	145,214
その他の寄附		0		
その他の収入		250,000		
今回計		1,250,000	今回計	1,686,032
前回計		0	前回計	0
総計		1,250,000	総計	1,686,032

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	792,000 円
	計	926,080 円

報告書受理年月日	令和8年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	立野 静佳	所属党派	立憲民主党	期間	令和8年1月17日 から	第2回分
出納責任者氏名	野田 哲生				令和8年2月16日 まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	0 円
		0 円	家屋費	10,000
			選挙事務所費	0
			集会会場費	10,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	88,000
			広告費	202,360
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	300,360
前回計		1,250,000	前回計	1,686,032
総 計		1,250,000	総 計	1,986,392

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	792,000 円
	計	926,080 円

報告書受理年月日	令和8年2月20日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	立野 静佳	所属党派	立憲民主党	期間	令和8年2月18日 から	第3回分
出納責任者氏名	野田 哲生				令和8年2月19日 まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	90,000 円
		0 円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	90,000
前回計		1,250,000	前回計	1,986,392
総 計		1,250,000	総 計	2,076,392

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	134,080 円
	ポスターの作成	792,000 円
	計	926,080 円

報告書受理年月日	令和8年2月26日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年1月25日執行 福井県議会議員選挙（福井市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,352,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	林 彰子	所属党派	日本自由党	期間	令和7年12月19日 から 令和8年2月5日 まで	第1回分
出納責任者氏名	林 彰子					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	80,000 円
長谷川 渡	自 営 業	20,000 円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	500
			印刷費	810,216
			広告費	21,840
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	101,181
その他の寄附	20件	60,000		
その他の収入		933,737		
今回計		1,013,737	今回計	1,013,737
前回計		0	前回計	0
総 計		1,013,737	総 計	1,013,737

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	133,936 円
	ポスターの作成	676,280 円
	計	810,216 円

報告書受理年月日	令和8年2月6日	第1回報告分
----------	----------	--------

監査委員告示

福井県監査委員告示第9号

令和8年3月3日付けで公表した定期監査の結果に基づき講じた措置について、知事、教育委員会教育長および公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月12日

福井県監査委員

福井県知事からの措置報告

1 総務部

監査対象機関	人事課
監査の結果	基金の運用益金の処理について、条例で定める適正な手続を執っていなかった。
措置の内容	基金の取崩が2年に1度となるため、取崩の際には運用益を積み立てることを必ず引き継ぐとともに、複数職員での確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	福井県税事務所
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 151,624円)
措置の内容	職員に対して安全運転講習を開催する等、道路環境に応じた安全運転を周知徹底していく。

2 未来創造部

監査対象機関	DX推進課
監査の結果	予定価格が50万円以上の委託契約において、予定価格調書を作成していないものや記載を誤っているもの、決定者の押印がないものなどがあつた。
措置の内容	チェックリストを活用し、作成もれの防止に努めるとともに、予定価格調書の内容について複数人で確認し、記載誤りや押印もれの再発防止に努める。

監査対象機関	女性活躍課
監査の結果	パソコンを損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 126,500円)
措置の内容	パソコンのキーボードと画面間にものを置かない、周囲のテーブル周りに破損の原因となるものを配置しない、開け閉めについても破損しないように丁寧にすることなどを、課員に周知徹底した。

監査対象機関	県民協働課
監査の結果	補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査し、補助金1件2,138円を過大に交付していた。
措置の内容	補助事業者に返還を求めるとともに、マニュアルに定めた補助対象経費との整合を確認するチェック表を作成し、複数人で確認することとした。

監査対象機関	新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課
監査の結果	1 総合評価落札方式を適用した工事の入札において、基準価格の入力を誤り、評価値が正しく算出されないまま結果を公表していた。 2 公用車および県庁地下駐車場を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 229,350円、99,275円)
措置の内容	1 課内において実務の流れを再確認し、複数人による数値のチェック等を徹底するとともに、入札に関わる職員全員が入札事務研修会に参加するなど入札手続きの理解を深めるよう指導した。 2 課員全員に対し、交通法規を遵守するとともに、駐車場における周囲確認など、常に細心の注意を払い安全運転に努めるよう周知徹底した。

監査対象機関	嶺南振興局(若狭)
監査の結果	補助金について、変更交付決定が著しく遅れているものがあつた。
措置の内容	あらかじめ変更交付決定が必要な案件か、または不用額として処理できる案件かを複数人で確認し所属内で情報共有するとともに、同様の事案が発生することのないように所属内で周知徹底した。

監査対象機関	生活学習館
監査の結果	行政財産使用料について、公有財産の評価替に伴う差額調整を行っておらず、年度を越えて追加徴収していた。
措置の内容	公有財産評価替は毎年行う業務ではないため失念があつたが、今後はこのようなことがないよう正副の職員間の情報共有や引継をしっかりと行っていく。

3 交流文化部

監査対象機関	誘客推進課
監査の結果	債務負担行為の執行何の作成を失念し、支払が遅延していた。また、決裁権者の決裁および会計局への合議を行っていなかった。
措置の内容	債務負担行為が設定された事業の執行手続きについて、改めて職員に周知するとともに、事務決裁規程に基づいた執行となるよう所属長をはじめ、事業担当者、予算担当者等の複数職員による確認を徹底。

監査対象機関	インバウンド交流課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 180,224円、27,852円)
措置の内容	公用車、私有車を問わず、交通法規の遵守と交通安全の徹底に努めるよう、職場内において都度、確認・周知した。

監査対象機関	文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 130,768円)
措置の内容	当課の職員に限らず、「ふくい桜マラソン」大会の動員職員を含め、交通安全と交通法規の遵守について注意喚起を徹底し、公用車は固有財産であることを強く認識させた。また、事故の際には速やかな報告をするよう周知徹底を図った。

監査対象機関	若狭歴史博物館
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 516,328円・修繕費 407,713円)
措置の内容	運転時には常に交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践・安全運転を行うよう、毎朝行う朝礼や職員全員が参加する定例会議の場で改めて周知徹底をしている。

4 健康福祉部

監査対象機関	地域福祉課
監査の結果	郵便はがきを紛失していた。
措置の内容	金庫を開けて現物を取り出す際には、上職を交えて複数名で行うように改めた。また、周囲に混在することの無いような場所で確認作業等を行うようにした。 ハガキ・切手については使用する分のみを購入するよう徹底し、多く抱えないようにしている。

監査対象機関	長寿福祉課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 356,235円)
措置の内容	課員全員に対して、定期的に安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう注意を促すとともに、運転時には、細心の注意を払うよう安全運転の声かけや職員の体調管理などを行い、事故防止に努めている。

監査対象機関	児童家庭課
監査の結果	1 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手续が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。 2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 303,105円)
措置の内容	1 各事業の進捗について、事業担当者だけでなく複数職員で管理し、額の確定が適切に行われるようチェック体制を強化している。 2 全職員に対し、今回の事故内容を共有し、再発防止を図った。また、公用車は固有財産であることを認識し、交通法規の遵守および安全運転を徹底するよう改めて周知した。

監査対象機関	健康医療局地域医療課
監査の結果	補助金について、交付決定が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。
措置の内容	補助事業について、事業担当者だけでなく複数職員で事務手続の進捗を管理し、交付決定が適切に行われるようチェック体制を強化した。

監査対象機関	健康医療局保健予防課
監査の結果	報償費について、翌年度予算で支払っているものがあった。
措置の内容	3月末の報償費(奨励金)に係る申請案件について、メールによる申請を見逃した結果、翌年度予算で支払うこととなった。今後は担当者以外に、GLを最終責任者と決め、チェック体制を強化するよう課員に周知した。

監査対象機関	坂井健康福祉センター
監査の結果	行政財産貸付料の調定について、失念しているものや、著しく遅れているものがあった。
措置の内容	失念していたものについては、既に納付済みであり、徴収事務をリスト化し共有することにより、複数人で相互チェックできる体制を整えた。

監査対象機関	奥越健康福祉センター
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費および車両引上げ手数料の支払が発生していた。(修繕費等 330,220円、21,700円)
措置の内容	所属長から、機会あるごとに安全運転に努めるよう注意を行うなど、交通安全意識の徹底に努めた。 また交通安全教育動画等を活用した研修の実施や地域の運転者講習会等への参加促進に加え、過去の公用車事故発生地点や事故経緯を共有し、再発防止に取り組んだ。

監査対象機関	嶺南振興局若狭健康福祉センター
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 145,420円、60,566円、24,110円)
措置の内容	全職員を対象に安全運転講習会を実施し、交通法規の遵守および安全運転の徹底について、改めて一人ひとりの自覚を深めた。

監査対象機関	児童・女性相談所
監査の結果	公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 430,131円・修繕費 166,500円、修繕費 184,162円)
措置の内容	安全運転に対する意識を向上させるため、安全運転と交通法規遵守の徹底について繰り返し注意喚起を行った。

5 産業労働部

監査対象機関	福井産業技術専門学院
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 107,668円)
措置の内容	公用車を運転する者に対して、駐車場等の出入りの際には、発進前に通路上に障害物が無いかを十分に確認するよう注意喚起している。

6 農林水産部

監査対象機関	中山間農業・畜産課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 330,000円)
措置の内容	県庁地下駐車場の利用経験の少ない職員については、県庁地下駐車場安全運転講習会を受講させるとともに、全職員に対し、公道以外も含め安全運転の徹底を指導した。

監査対象機関	県産材活用課
監査の結果	資金前渡した負担金について、口座からの払出しが遅れ、職員が立替払しているものがあった。
措置の内容	経理担当職員に加え、当該資金を使用する事業担当者等が支払予定日および金額を事前に相互確認し、支払日当日も含め複数の職員でチェックする体制を整えた。

監査対象機関	福井農林総合事務所
監査の結果	現年度予算で執行すべき県補助金を、繰越されたものと誤認し、新年度予算で支払っているものがあった。
措置の内容	予算計上課の予算管理一覧表を共有し、繰越事務手続きについて、複数の職員での確認を徹底することとした。

7 土木部

監査対象機関	都市計画課
監査の結果	補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手续が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。
措置の内容	今後は実績報告書の受理後、すみやかに検査を行うよう徹底する。また、事業担当だけでなく、複数の職員で進捗管理を行うこととした。

監査対象機関	建築住宅課
監査の結果	パソコンを損傷し、修繕費が発生していた。 (修繕費 115,000円(概算))
措置の内容	課員全員に損傷事案の発生原因等を周知し注意を促すとともに、備品の取扱いには細心の注意を払うよう呼びかけ、再発防止に努めている。

監査対象機関	三国土木事務所
監査の結果	委託契約の金額に変更があったにもかかわらず、変更契約の締結が著しく遅れているものがあった。
措置の内容	変更契約手続きなど契約事務を適切に行うことについて、所属全職員を対象とした職場研修で周知徹底した。

監査対象機関	奥越土木事務所
監査の結果	1 令和6年度歳入で受け入れなければならない電気料個人負担金について、翌年度歳入で受け入れていた。 2 河川占用料の調定が著しく遅れているものがあった。
措置の内容	1 特に年度当初においては、調定の年度に誤りがないか複数人で確認することを徹底し、再発防止に努める。 2 河川占用許可の発出時に、調定の状況を複数人で確認することを徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	丹南土木事務所
監査の結果	1 道路占用料の調定が著しく遅れているものがあった。 2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 209,484円、158,851円)
措置の内容	1 占用料の調定については、案件一覧表を複数人で管理、確認し調定漏れを防止すると共に、人事異動時の事務引継ぎを徹底する。 2 前年度に引き続き、公用車事故が発生したことから、職員の安全運転の意識向上のため、12月3日に交通安全講習会を開催した。改めて公用車は具有財産であることを意識して安全運転に努め、交通法規を遵守することを注意喚起した。

監査対象機関	嶺南振興局敦賀土木事務所
監査の結果	昨年度に引き続き、土木使用料の調定が著しく遅れているものがあった。
措置の内容	年度途中で新たに占用許可を出した案件については、次年度4月からの調定を忘れないよう、別途台帳作成し管理を行うこととした。

監査対象機関	嶺南振興局小浜土木事務所
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 830,500円・修繕費 532,818円)
措置の内容	所属長から全職員に対し、安全運転と交通法規の遵守を周知徹底した。また、毎月実施している所内連絡会においても、安全運転を繰り返し呼びかけ、意識向上を図っていく。

監査対象機関	嶺南振興局敦賀港湾事務所
監査の結果	港湾使用料について、出納整理期間中に1年以上遡って調定し、収入未済が発生させたものがあった。
措置の内容	使用許可決裁後、調定や納入通知書発行漏れがないか歳入事務担当者およびその他複数職員により適時確認する。また、「収入未済一覧表」を随時確認し、納入期限を経過した調定については、適時電話等で納入を促すとともに対応記録を時系列に残すよう対応することを総務課職員全体に周知した。

監査対象機関	会計課
監査の結果	職員の預金口座振替依頼書を紛失しているものがあった。
措置の内容	給与業務全てが個人情報取扱であることの再認識と、書類を提出先に確実に伝達させるという管理責任を、改めて課内へ周知し、注意喚起を徹底した。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	教育政策課
監査の結果	E T Cカードを一時的に紛失していた。
措置の内容	E T Cカードの持ち出し簿を作成し、E T Cカードの返却状況を複数職員で確認することを徹底する。

監査対象機関	教職員課
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業料の免除決定に伴う還付加算金の支払のための手続きが著しく遅延していた。 2 県立学校を経由して申請のあった就学支援金について、国への申請額を誤っているものがあった。 3 補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査し、補助金1件12,000円を過大に交付していた。 4 会計年度任用職員の雇用保険を遡及して加入し、追徴金3,000円の支払が発生していた。
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業料の還付が発生した場合には、還付と還付加算金の支払を同時に行うことを原則とし、同時に行うことができない場合でも、還付から1月以内の還付加算金支払予定日を設定し、学校と共有のうえ進捗状況を管理するよう事務担当者のマニュアルに明記する。 2 就学支援金の認定実績について、認定者一覧を学校と共有し、必ず認識を一致させうえて確定させることとする。 3 交付決定通知時に、補助対象外となる経費について改めて周知するとともに、実績報告時に支出の証拠書類の日付を記載した一覧表の提出を求め、補助対象期間外の経費がないか確認する。 4 学校の事務担当者が給与支給対象者の勤務時間を適切に把握し、雇用保険の加入漏れが発生しないよう、確認方法等について記載内容を追加した文書を改めて送付し、周知徹底を行う。

監査対象機関	生涯学習・文化財課
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格が50万円以上の委託契約において、予定価格調書を作成していないものが複数あった。 2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 840,522円、281,028円)
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格調書の作成を要する基準について職員に周知し、起案・決裁時に複数人での確認を徹底する。 2 事故発生時は所属全体に情報共有を行い、交通規則の順守および安全運転の注意喚起を徹底する。 また、地下駐車場での発着時に接触事故を起こす事例が多いので、他の職員に誘導を依頼する等の対応を行うように指導している。

監査対象機関	保健体育課
監査の結果	委託料について、消費税の計算を誤り、2,356円を過大に支払っているものがあった。
措置の内容	過大に支払っていた2,356円については、令和6年度出納整理期間中に返戻処理を行った。原因としては、相手方からの報告書において課税額と非課税額が混在していたことによるものであるため、これらを明確に分けるよう様式の変更を指示した。

監査対象機関	奥越高原青少年自然の家
監査の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗濯機・乾燥機の利用料を翌年度歳入に計上していた。 2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 191,048円)
措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 年度末には必ず利用料を回収し、当該年度の歳入として適切に計上することとした。 なお、年度末以外においても、利用料を定期的に回収し、適切に収納するよう徹底している。 2 安全運転の順守については、所属長による月1回の全職員の免許証確認とともに、職員会議や朝礼での啓発を定期的に行っている。また、公用車での出張の際には、運転者に時間の余裕を持たせるとともに、所属長による酒気確認に加え安全運転を心掛けるよう運転者に都度呼びかけている。

監査対象機関	教育総合研究所
監査の結果	不注意により展示ケースガラスを損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 110,000円)
措置の内容	損傷の可能性がある物を移動する際は、必ず複数人数で対応することを全所員が確認した。

監査対象機関	金津高等学校
監査の結果	証券で受領した契約保証金について、現金払込書により指定金融機関に払込まず手元保管していた。
措置の内容	財務規則を再度確認し、事務処理手続きに誤りがないか複数職員で確認することを徹底する。

監査対象機関	清水特別支援学校
監査の結果	草刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 91,564円)
措置の内容	駐車場近辺で草刈機を使用する際は、事前に駐車禁止区域を設定してから作業を実施するようにした。特に飛び石が想定される場所では除草剤を使用するようにした。

監査対象機関	嶺南西特別支援学校
監査の結果	会計年度任用職員の雇用保険を遡及して加入し、追徴金3,000円の支払が発生していた。
措置の内容	雇用保険加入要件の誤認を防ぐため、法令の確認体制を強化し、任用時の加入判定を複数名で確認する。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	機動警察隊
監査の結果	公用車等を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 133,122円)
措置の内容	全隊員に対し、毎朝点検や出隊行事日等のあらゆる機会を通じて、道路交通法の遵守や具体的な安全運転対策を指示し、安全運転意識向上を図った。 また交通事故を起こした職員に対しては、安全確認を徹底するよう個別指示し、再発防止に努めた。

監査対象機関	生活環境課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 159,500円)
措置の内容	所属長より課員全員に対し、交通事故防止に関する指示および教養を行い、安全運転意識を定着させることで同種事案の再発防止に努めた。

監査対象機関	刑事企画課
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 37,400円)
措置の内容	左折時の接触事故であり、運転者に対し、右左折時における車両周囲の安全確認の徹底を指導した。 また、全課員に対しても、同様に指導教養するとともに、交通環境に応じた具体的な運転方法等について指導し、再発防止を図った。

監査対象機関	捜査第一課
監査の結果	公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 11,000円、修繕費 182,578円)
措置の内容	単独乗車で安全確認ができないときの降車確認の重要性を指導するとともに、同乗者の後方誘導を漫然と行わないよう、乗車員全体で交通事故を防止するための意識向上を図った。

監査対象機関	交通指導課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。 （損害賠償額 252,210円、修繕費 140,008円）
措置の内容	警察職員としての職責を自覚し、模範運転に努めるよう指示すると共に、運転者には、車両周囲の確認の徹底、同乗者には、後退時に降車誘導の徹底等、具体的に指導し、交通事故防止対策の指示を行った。

監査対象機関	原子力施設警備隊
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 193,600円）
措置の内容	運転する機会が多い若手隊員を中心に、車両の死角を確認させる教養を実施したほか、側乗員や後方誘導員の役割を教養するなど、再発防止を図った。

監査対象機関	福井警察署
監査の結果	公用車の事故（物損6件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 468,000円・修繕費 77,044円、 損害賠償額 134,915円・修繕費 262,944円、 修繕費 201,443円、156,706円、156,112円、 22,033円）
措置の内容	当事者に対しては幹部による同乗運転等の指導を実施、署員に対しては毎朝点検時等を利用して日常的に幹部から具体的な事例を用いた指導を実施し、交通事故防止への意識向上を図った。

監査対象機関	福井南警察署
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 121,495円、68,068円）
措置の内容	署員に対しては、教養資料の発出や毎朝点検等において、車両後退時の安全確認や同乗者が実施すべき事項について指導教養し、交通事故の再発防止を図った。

監査対象機関	大野警察署
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 116,897円、71,808円）
措置の内容	交通事故を起こした職員に対しては、道路状況確認の重要性や運転技能等に関する個別指導を実施し、再発防止を図った。 また、全職員に対し毎朝点検や招集日等あらゆる機会を通じて、物品の管理と慎重な取り扱いについて説明するとともに、交通事故防止対策を指示し、安全運転の意識向上や公用車事故における業務への影響について周知した。

監査対象機関	勝山警察署
監査の結果	公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 68,750円・修繕費 155,584円、 修繕費 77,847円）
措置の内容	交通事故防止に関し、毎朝点検時等あらゆる機会を通じて車両運転についての指導教養および注意喚起を行い、意識向上に努めた。また、事故を起こした職員に対しては、交通事故防止教養および運転指導を実施して、再発防止を図った。

監査対象機関	坂井警察署
監査の結果	公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償金 35,200円、修繕費 1,510,300円（概算）、 191,455円、48,400円）
措置の内容	署内全体会を始めとする様々な機会を通じて、天候や交通環境等に応じた具体的な事故防止策を示すなど、繰り返し安全運転に関する意識向上を図った。また、損害保険会社の協力を得て、全署員に安全運転診断を受診させ、安全運転のためのアドバイスを受けた。 当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導を受講させ、再発防止を図った。

監査対象機関	鯖江警察署
監査の結果	公用車の事故（物損5件）により、損害賠償金、修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 57,200円・修繕費 176,319円、 修繕費 83,380円、67,155円、53,240円、 24,310円）
措置の内容	交通事故を起こした職員に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導を受講させ、再発防止を図った。 また、全署員に対し、毎朝点検時に天候や交通環境に応じた具体的な運転方法を指示するほか、招集行事にて過去の事故事例から死角確認等の安全運転教養を実施し、交通事故防止に対する意識の向上を図った。

監査対象機関	敦賀警察署
監査の結果	1 公用車の事故（物損7件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 838,000円、損害賠償額 176,000円・ 修繕費 193,679円、修繕費 531,058円、 447,909円、253,715円、184,254円、 4,950円） 2 庁舎管理の瑕疵により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 11,080円）
措置の内容	1 毎朝点検で、運転時の声出し確認、同乗者の後方誘導、外出時における上司から部下職員への事故防止の声掛けなど指示したほか、招集日等において、署員らに事故の瞬間を捉えたドライブレコーダーの映像を視聴させるなど、事故の原因や具体的な対策について指導した。 2 緊急で外周のブロック塀を点検し、修繕すべき箇所を修繕したほか、定期的に庁舎の敷地内や外周を見回り、著しい劣化や危険な箇所がないか確認した。

監査対象機関	小浜警察署
監査の結果	公用車等を損傷し、修繕費および補償金の支払が発生していた。 （修繕費 167,211円、補償金 20,000円）
措置の内容	交通事故防止に関し、全体会等あらゆる機会を通じて天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等の交通事故防止対策を繰り返し指示して、安全運転に対する意識向上を図った。 当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗者指導を受講させ再発防止を図った。

福井県監査委員告示第10号

令和8年3月3日付けで公表した財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月12日

福井県監査委員

福井県知事からの措置報告

監査対象機関 （監査対象団体）	未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 （福井交通（株））
監査の結果	補助金について、適正な検査をしていなかったため、600,000円を過大交付していた。
措置の内容	過大交付判明後速やかに返納処理を行った。また、補助金の検査に当たっては、補助対象経費の支払が事業期間内に完了していることを複数職員で確認するよう周知徹底した。

監査対象機関 （監査対象団体）	産業労働部経営改革課 （(公財)ふくい産業支援センター）
監査の結果	補助金について適正な検査をしていなかったため、1,330円を過大に交付していた。
措置の内容	間接補助事業者に対し、適正な検査を実施するように補助対象外経費について指導する。

監査対象機関 （監査対象団体）	産業労働部経営改革課 （勝山商工会議所）
監査の結果	補助金について適正な検査をしていなかったため、56,000円を過大に交付していた。
措置の内容	間接補助事業者に対し、適正な検査を実施するように研修等で指導する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月12日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	令和8年6月22日（月）から 令和8年6月29日（月）まで	30名
	追加取得講習	令和8年6月25日（木）から 令和8年6月29日（月）まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル
一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る

。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
- オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和8年5月25日（月）から同年6月3日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

- a 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通

- (イ) 上記3(1)イに該当する者
2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 上記3(1)ウに該当する者
 - a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 上記3(1)エに該当する者
2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 上記3(1)オに該当する者
 - a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 上記3(2)アに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 資格者証等の写し 1通
 - (イ) 上記3(2)イに該当する者
 - a 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1通
 - (ウ) 上記3(2)ウに該当する者
 - a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚
 - (エ) 上記3(2)エに該当する者
 - a 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 資格者証等の写し 1枚
 - (オ) 上記3(2)オに該当する者
 - a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 資格者証等の写し 1枚
- (5) 手数料
 - ア 新規取得講習
38,000円
 - イ 追加取得講習
14,000円

に相当する手数料を納入すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
電話0776-22-2880 (内線3192、3193)

6 その他

- (1) 委託先
本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 修了考査
講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

